



2019年7月30日

各 位

会 社 名 株式会社 梅 の 花
代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 本 多 裕 二
(コード番号 7604 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役執行役 管理本部長
上 村 正 幸
(TEL 0942-38-3440)

2019年4月期有価証券報告書の提出期限延長に係る 承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決議し、本日提出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書
2019年4月期有価証券報告書（自 2018年10月1日 至 2019年4月30日）
2. 延長前の提出期限
2019年7月31日（水）
3. 延長が承認された場合の提出期限
2019年8月30日（金）

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2019年6月26日付で公表いたしました「第三者委員会設置に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、当社及び当社連結子会社の店舗に係る固定資産の減損処理方法に関し、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツより、本社費等の会計処理について一部の店舗へ不適切な配賦処理が行われており、その事実の解明には社外の有識者からなる調査委員会による調査が必要であるとの指摘を受け、当社としてもその必要があると判断し、速やかに第三者委員会を設置いたしました。上記の当社において行われていた可能性のある不適切な処理とは、当社グループの各店舗に係る固定資産の減損処理の計算過程において、本社費等を按分して各店舗に配賦する際にその配賦の基準となる店舗毎の売上高、売上原価又は人員数等について、特定の店舗において本来の数値とは異なる数値が使用されたため、本社費等の配賦が少なくなり、当該店舗の収支が改善し、その結果、当該店舗に係る固定資産の減損処理を免れるというものであります。その事実関係の有無及び原因の究明並びに再発防止策の検討・提言を目的として、第三者委員会の調査が継続しております。

第三者委員会はこれらの事項について鋭意調査を進めておりますが、第三者委員会による調査には過年度に亘る資料等の精査や多人数のヒアリング、各店舗に対する各期の本社費等の配賦計算の再検証等の多数の作業が必要となります。これらの調査を完了して第三者委員会の最終の報告を受けるまでに相当な期間を必要とするうえ、同報告を受けた後、当社において適正な決算数値の確定を行い、監査法人による追加的監査手続き等に一定の時間を要するため、2019年8月末頃に2019年4月期有価証券報告書を提出する予定であります。

上記状況に鑑みて、当社といたしましては、金融商品取引法第24条第1項に定める有価証券報告書の提出期限（2019年7月31日）までに2019年4月期有価証券報告書を提出することは不可能との判断に至り、やむを得ず、提出期限を前記「3」記載の日まで延長するための承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の予定

今回の提出期限延長の申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、第三者委員会の調査報告書につきましては、2019年8月28日頃を目途に受領する予定であり、受領後は速やかにお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、当社グループの2019年4月期における確定した決算内容を期限どおりに提供できないことを深くお詫び申し上げます。

以 上